2026 年 11 月 24 日
クリアル証券株式会社

債務の履行に関する方針

クリアル証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 5 項に基づき、当社の資産と分別して管理する、お客さまの、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項第 14 号に定める受益証券発行信託の受益証券とみなされる権利（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等に該当し、以下「受益証券 ST」といいます。）について、お客さまに対して負担する受益証券 ST の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針を、以下の通り定めるものとします。

１．債務の履行の方法

当社は、受益証券 ST を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、お客さまに対して負担する受益証券 ST の管理に関する債務の全部を履行することができない場合、当社に帰責事由があるときには、不履行となった債務について、相当因果関係の範囲内での金銭による弁済または原状回復の方法により、これを賠償するものとします。なお、金銭による弁済を行う場合、秘密鍵等の漏えい、滅失、毀損その他の事由が発生した時点の価格を基準に弁済額を算定いたします。但し、当該時点での価格による弁済が著しく困難な場合はこの限りではありません。

２．債務の履行の時期

当社は、上記１に定める債務の履行を、秘密鍵等の漏えい、滅失、毀損その他の事由が当社の帰責事由によるものであることが明らかとなったのち、速やかに行うものとします。

３．免責事項

上記１．及び２．の定めにかかわらず、当社は、次の各号に掲げる免責事由に該当する場合に生じた損害については、賠償の責任を負わないものとします。

（1）当社もしくは当社が秘密鍵等の管理を委託する委託先が管理する秘密鍵等が、第三者に流出または不正に作成された場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

（2）受益証券 ST の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）に障害等が発生し、または発行者その他関係者に法令違反行為または過失

があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

(3) 受益証券 ST またはプラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がない場合

(4) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、受益証券 ST の取引及び保護預り（以下「本サービス」といいます。）の提供ができなくなった場合、または本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合

(5) お客さまからの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の障害、制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合または誤った発注となった場合（受益証券 ST の内容または価格等の情報提供を行う者（以下「情報配信元」といい、受益証券 ST の発行者その他関係者を含みますが、これらに限りません。）における障害または回線障害等によって正常に価格等の情報提供が行われなかったことに伴い、お客さまからの注文が行われなかった場合もしくは誤って行われた場合、または行われた注文等が発注されなかった場合もしくは誤った発注となった場合を含みます。）

(6) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

(7) 本サービスで提供する情報につき、公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害するおそれがあると判断され、情報配信元が提供する情報の全部または一部の変更または情報配信の中止が行われた場合

(8) 天災地変、政変、同盟罷業等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び受益証券 ST の授受または寄託の手続等が遅延し、または不能となった場合

(9) 上記（1）から（8）に掲げるものの他、当社の責めに帰さないやむを得ない事由による本サービスの提供の中止、中断または内容等の変更を行った場合、またはお客さまの債務不履行による場合など、当社に故意または重大な過失がない場合

(10) 上記（1）から（9）に掲げる免責事項の他、当社は、受益証券 ST の取引等について定める当社の約款集の免責事項に定める損害についても賠償の責任を負わないものとします。なお、当社の約款集の内容につきましては、当該書面をご確認ください。

以　上